

令和4年6月18日

地区事務長経由
地区コミッショナー
団委員長経由
ボーイスカウト隊隊長
ベンチャースカウト隊隊長

日本ボーイスカウト千葉県連盟
県コミッショナー 片寄 朗

「ボーイスカウト救急法講習会」事前課題の特例措置について

日頃よりスカウト運動へのご理解とご尽力を賜り心から感謝申し上げます。

ボーイスカウト救急法講習会の事前課題における「普通救命講習会修了」につきまして、以下のとおり特例措置を実施しますので通知します。

新型コロナウイルスの新規感染者数の減少などに伴い、消防署などでの普通救命講習会は再開されていますが、まだ開催数も少なく受け入れ人数も制限されています。そのためにボーイスカウト救急法講習会に参加出来ないスカウトに対しての措置です。基本的には普通救命講習会を受講するようにお願いします。

記

1. 普通救急救命講習会修了の特例

以下のいずれかを満たすことにより、普通救命講習会修了とみなす

- (1) 学校等で実施している心肺蘇生法やAEDの取扱いについての講習会を受講したもの
- (2) 下記のいずれかのオンライン講習会を受講したもの

① 日本赤十字社東京支部オンライン講習「心肺蘇生とAEDの使い方」

<https://www.jrc.or.jp/chapter/tokyo/study/other/#bas>

② 総務省消防庁「一般市民向け応急手当WEB講習」

<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/#>

2. 事前課題への記載について

参加課題(2021.改訂版)の講習修了証のコピー貼付欄余白に、確認した内容を隊長が記入し署名してください。学校などで講習を受けた場合、受講修了証(証明)があればコピーを添付してください。

3. 特例措置の期間 状況が改善されるまでの当面の間とし、終了時は改めて通知をします。

4. 救急章取得への取り組みについて

特例措置により本講習会を修了した者は、普通救命講習会を修了後に救急章の技能章考査を受けることができる。

以上

本件についての問い合わせ 県副コミッショナー 山下すみ江 (s_yamashit@r6.dion.ne.jp)